

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

湯浅町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧田栖川村地域

(1) 現況

本地域は、湯浅湾に面する集落で、その斜面や山間部を利用して果樹栽培が行われている。平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧湯浅町地域

(1) 現況

本地域は、本町の東側に位置する集落で、山間部では果樹栽培が行われている。また、平場地では地域内を流れる山田川の水源を利用し稲作も行われている。果樹栽培は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	田区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	栖原区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	吉川区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
④	山田区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑤	青木・別所区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本湯浅町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

1. 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地かつ地域計画区域内であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、

集落協定に基づく、農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興地域及び特定農山村地域に該当する地域

イ 対象農用地

急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地および採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2. 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、副代表者、書記担当、会計担当の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項について記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。

4. その他必要な事項

特になし